第2回 地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会 議事要旨

平成23年10月6日(木) 10:00~12:00 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室 B

1 出席者

山田委員長、古関副委員長、志方委員、富田委員、藤間委員、 村松行政委員(代理出席)、石川行政委員(代理出席)、 飯塚行政委員、石山行政委員、黒住行政委員

2 議事

- ・ 第1回委員会の意見を受けた対応
- 対策の方向性について

3 主な意見

- ○東京湾内外の潮位変化(3月11日~12日)について
 - 東京湾の中に入る津波は、短周期成分が取り除かれていることがわかる。
 - ・ 周期的な規則性を見ると、東京湾の固有振動が現れていることが考えられる。

〇水門操作等の運用について

- ・ 今回の津波で水門操作等を行う多くの消防団や地方自治体の 職員が亡くなられたことから、地震発生後に操作のために現場 に駆けつけるべきかは疑問である。
- ・ 操作は遠隔制御システムの導入や機能強化で対応していくべきである。
- ・遠隔操作ができない場合の最終手段である現地操作を行う各施設の担当職員は複数としておくことが重要である。
- ・地震発生後最初の30分程度は、大きな揺れを受けた後の対応に追われて、施設操作等ができない時間となる可能性があるとの考え方が必要である。
- ・ 陸こうの非常時の閉鎖について、交通統制を行う交通管理者 等の理解を深めておく必要がある。

〇耐震対策について

- ・ 特に外郭堤防については、レベル2地震動に対する耐震性能 照査を実施するべきである。
- レベル2地震動に対する耐震性能照査においては、構造形態等を考慮し適切な方法により行う必要がある。必要に応じて、別の照査方法(解析手法)をあわせて行い、照査内容を確認するべきである。
- ・ 水門、排水機場等の耐震性能照査を実施した結果、必要な機能を保持できないことが確認された場合は、レベル2地震動に対する耐震対策を実施するべきである。
- 下水道の水再生センターが被災した場合、簡易処理で放流されることとなるが、こうした情報の提供方法について検討していくことも必要である。
- ・ 地震時に確実に施設操作ができるよう、水門等の本体とは別 に、操作建屋の耐震対策も必要である。

〇耐水対策について

- 防災哲学として、いざというときにまず稼動すべき施設が最初に浸水して稼動できなくなる、というような事態にならないよう、守るべき優先度等を考えることが大切である。
- ・ どのくらいの浸水水位を考慮すべきかは、想定される浸水ケース等を踏まえて判断していく必要がある。

4 その他

〇第3回委員会の開催は、本日の意見に対する検討状況などを踏まえ、日程調整することとする。